



公立みつぎ総合病院

地域総合診療専門医 研修プログラム

令和7年3月14日



公立みつぎ総合病院

All for the patients

地域包括ケアシステムはここからはじまりました

地域包括ケアシステム 生みの親

故 山口 昇先生



✓病院を中心に事業体として地域包括ケアシステムを構築

✓二次救急病院

✓チーム医療がさかん

✓在宅医療

✓地域の保健・福祉の拠点を運営

・病院

・行政保健・福祉、訪看等在宅サービスの集合施設

(保健福祉センター)

・介護系集合施設

(保健福祉総合施設)

研修の拠点

研修理念

地域包括ケアの実践を通じて、住民に生じるさまざまな健康関連事象に対応でき、さらに住民から高く評価される能力を養う。地域が抱える健康と生活に関する課題を理解し、共感的姿勢並びに主導的立場で解決を図る。

到達目標

地域総合診療医に求められる以下の能力の習得、獲得

- (1) 地域医療・ケアシステムを理解し、その改善を図る能力を養う。
- (2) チームや組織の運営に参加しこれを理解する。
- (3) 地域のニーズを分析・理解する。
- (4) 情報を広く発信・交流する。

チーム医療研修

- ・ **緩和ケア**チーム、**リハビリテーション**チーム、**栄養**サポートチーム(NST)、**嚥下**ケアチーム、**褥瘡対策委員会**といった多職種チームから少なくとも**一つ**を選択し所属する。
- ・ 通常の病院診療の研修と並行して従事する。短くとも半年間従事したあと、管理側として**チームの責任医師の補佐として活動**する。
- ・ **計1年半から2年間の連続期間での研修**。これらの活動を通じても**学会あるいは寄稿による発表**の機会が得られる。

院外おける研修

通算研修期間のうち連続**2か月**を院外研修とする。少なくとも数か月の院内研修を終えたうえで、1年次内にその時期を自分で設定する。この期間の研修の場は、保健福祉センター、訪問看護ステーション、ケアプランセンター、介護予防センターを含む及び保健福祉総合施設(施設介護の集合施設)とする。

院外研修期間に以下を経験する。

- a. 特定健診・特定保健指導・がん検診
- b. 乳幼児健康診査、予防接種
- c. 市の計画に基づく運動習慣推進活動、介護予防活動、食育推進活動
- d. 健康教育(健康教室の講師)
- e. 学校保健
- f. ケアカンファレンス、介護認定審査会
- g. 訪問診療及び訪問看護(**在宅医療については全研修期間を通して従事**)
- h. 併設特護及び老健での入所者の健康管理と診療、病院受診や入院の検討



官舎内観



官舎外観